

次世代育成支援対策推進法における一般事業主行動計画

1 計画期間：2025年4月1日から 2027年3月31日までの2年間

2 内 容

目標1：男性の育児休業取得率を40%以上にする。

対策 ・2025年4月号社内報掲載による従業員への制度周知
また、各年2回は社内メールにて制度周知を実施
・2025年5月育児休業取得時のサポートブックの作成、配信
の実施

目標2：月平均の時間外労働時間を40時間未満とする。

対策 ・2024年9月より自動発注システムによる発注時間の削減の
実施（継続して実施中）
・2025年7月より新勤怠システムの導入による労働時間の
チェック体制強化の実施